

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成30年10月2日(火)

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市放課後子どもプラン推進委員の委嘱について

議案第2号 利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

7. 協議事項

協議第1号 白井市立図書館の開館時間、貸出数及び貸出期間の試行について

8. 報告事項

報告第1号 平成31年度白井市予算編成方針について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	吉田 文江
教育部参事	小泉 淳一
教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	川上 清美

書 記 山本 麻奈美
書 記 中村 秀樹

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成30年第10回白井市教育委員会定例会を開会します。
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。
会議録署名人の指名をいたします。
川嶋委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。
前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○井上教育長 それでは、4番、委員報告。
委員報告を行います。各委員からお願いいたします。
○川嶋委員 9月26日に、印旛地区女性教育委員交流研修会に石亀委員と出席しました。今年は酒々井町の企画で、委員11名の参加で行われました。

一番最初に、酒々井町立大室台小学校の5年生の英語科の授業を参観させていただきました。こちらの学校では、学級担任とALT、そして英語専科3名の指導員によって授業が行われており、児童一人一人が生き生きと楽しく授業に参加しているのが印象的でした。

ほとんど授業の中で日本語は使わないのですけれども、子供たちの表情や仕草から理解しているというのが伝わってきました。学習の積み重ねや魅力的な授業展開、教師と児童の信頼関係が見えてくる、そんな授業に大変感動いたしました。また、校長先生の学校経営もすばらしく、とてもすてきな学校だなと感じました。

その後、午後の意見交換会では、国の登録有形文化財に登録されている飯沼本家の建物のある酒蔵を見学させていただき、昼食をとりながら女性委員研修会についての話をいたしました。今回で26回目ということで、時代の流れもあり、女性委員の数も増えてきている現状もあることから、次年度より事務局が介さず、有志の委員のみで学びたいときに声をかけあって実施していきましょうという形になりました。報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 9月8日に行われました中学校の運動会についてご報告いたします。

市内中学校、一斉に行われましたところ、私は、大山口中学校に行っていました。大山口中学校は、皆さんご存じのとおり、生徒数740名近くと、市内最大の中学校なのですが、夏休み明けから短期間の間に、その人数でよく仕上げられていると思いました。赤と白に分かれての対抗に加えて、恒例となっていますクラス対抗の長縄というのが非常に盛り上がりおまして、どのクラスも真剣に取り組んでいたのが印象的です。またこの日は大変に風が強くて、砂埃もあり、生徒たちには決していいコンディションではなかったのですが、力いっぱい頑張っていたのが非常に印象的でした。

それから、ほかの学校もそうだと思うのですが、3年生が引っ張っていく形で、1年生よりは2年生、2年生よりは3年生が長縄もそうですけれども、むかで競技ですとか、特色ある競技もうまい、応援もリードできるというところでうまく上級生が下級生を引っ張って、かつ、下級生がそれを見て、また来年頑張るといような形になっているのが、見て伺われました。また、組体操を大山口中では行っておりまして、こちらにも安全に配慮して、かつ、組体操を全体で仕上げるとい形で、大変工夫されていたと思います。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○石亀委員 9月7日になりますが、印教連、教育長職務代理者の会議がありました。これは、今の新教育委員会の体制になる前は、教育委員長職というのがありましたので、教育委員長会議として行われていましたが、新体制になりましたからは、新教育長あるいは前の制度のそのまま教育長と教育委員長が混在しているような、市町村としては任期においてばらばらでしたけれども、新体制が整ったということで、職務代理者会議が情報交換の場として復活したという形になりました。

職務代理者会議としては第1回目ということになりますが、講師として、千葉県教育庁の内田淳一さん、企画管理部教育総務課委員会室の主幹兼室長ということですが、内田さんの講話として、教育委員会制度についてお話がありました。今まで私たちが文科省ですとか、県の研修、いろいろな場で新しい教育委員会制度について話聞きましたけれども、印教連でのそれぞれの代表8人での話は、より具体的に改めて重要なと思います。

質疑応答、そして情報交換会などもその後ありましたけれども、住民の代表である委員が、この新しい制度で教育委員会の軸機能が強化されたということになりますが、どういうふうに具体的に住民の代表として進捗状況を見ていったらいいのかというような、各市町村それぞれの思いだとか、現状についていろいろな意見が交わされました。まだ新体制始まったばかりだと思いますけれども、ほかの市町村と同じような悩みであったり、よりよくしていくためにはどうしたらいいかという、そういうこともこれからも変わらずに毎年行われていくだろうと思います。

先ほど川嶋委員から女性委員の交流会の話がありましたけれども、もともと非公式の場なのですが、女性は女性で、年齢、メンバーも変わりますし、現状、今こんなことがありますよというような話はこれからはされていくのではないかと思います。

それで、ちょっと話が横に行きましたが、職務代理者会議で、今年は資料は何も、各市町村から持ち寄らなかったのですが、白井なら白井の教育とか、そういった資料があると思いますので、それをできる範囲で少し持ち寄って、ほかの市町村との現状、どういうことをやっていくかということの意見交換もあつたらよいのではないかと思います。来年にはできれば多少の資料を持っていけるといいかなと思ったところです。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5番の教育長報告に移ります。

私から教育長報告を行います。

私は、まず9月8日土曜日には、市内の5校の中学校の運動会を観覧させていただきました。練習時から熱中症が非常に心配だったわけですけれども、比較的温度が高い日になかったので、練習等スムーズに行われたかなと思いました。

当日は風が強い日で、どの学校も非常に風に悩まされたというのはあったのですが、5校とも特色ある運動会、体育祭が展開されていて、子供たちの熱気がたくさんある大会だったなと思っています。

続きまして、その次の日ですけれども、9月9日の日曜日には、西白井地区の通学合宿の開校式に参加させていただきました。通学合宿は、拠点となる施設から、二泊三日通学するという体験を小学生に行わせているものです。自分たちで食事をつくったり、お風呂を借りに行ったりなど、普段できない体験をさせています。

西白井地区では、大山口小、清水口小、七次台小、3校合同でやっているのが特色です。ほかには、富士地区では富士センターを拠点に、桜台地区では桜台センターを拠点に行われています。

続きまして、9月24日、白井市梨マラソン大会に出席いたしました。例年、参加者が多くて、交通が、会場までの行き来ですよね、選手は大方の方はバス等によって移動されるのですが、歩いて来られる方、自転車で来られる方もたくさんいらっしゃいまして、大きなトラブルはなかったと聞いております。市外からの選手、なかなか強い選手が多くて、上位は市外からだったと思いますけれども、市内の選手も入賞には多く食い込んで頑張っていました。

最後に、9月25日の火曜日に、国際交流のさよならパーティー、今年度は白井中で行われまして、そちらに参加いたしました。国際交流につきましては、今後、隔年で2年に一遍の交流ということが決まっております。来年は交流がございまして、行くだけです。本市の中学生がオーストラリアに行くという年になります。再来年はオーストラリアからの学生を白井市に受け入れるというふうに、隔年でこれから行われておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

それでは、今の委員報告、教育長報告につきまして、ご質問等がありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第2号の「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第2号については非公開とします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。小林委員に、6、議決事項に係る議事の進行について、よろしくお願いいたします。

○小林委員 ただいま教育長より指名されました小林です。

これより6の議決事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

報告第1号 「白井市放課後子どもプラン推進委員の委嘱について」

○小林委員 それでは、まず最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市放課後子どもプラン推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号「白井市放課後子どもプラン推進委員の委嘱について」ご説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第2条の規定により、白井市放課後子どもプラン推進委員を、別紙のとおり委嘱するものです。

本案は新たに設置する白井市放課後子どもプラン推進委員を委嘱するため、提案するものです。

資料の裏面をごらんください。白井市放課後子どもプラン推進委員の定数は、12名以内で、学識経験を有する者、公共的団体の代表者、教育機関の職員、市民、市の職員の5区分の委員で構成します。

初回の、今回任期は、平成30年の10月1日から平成33年9月30日までの3年間でございます。

委嘱させていただきたい委員は、まず、学識経験を有する者の枠として、千葉敬愛短期大学、現代子ども学科准教授で、同短大の総合子ども学研究所所長を務めます鈴木健一氏。市内で放課後児童クラブの運営を任されている学童保育運営事業者の一つであります株式会社アンフィニの学童保育事業部の副部長の川村耐二氏。それから、公共的団体の枠として、市内で読み聞かせ活動を行っています団体、おはなしのたまてばこ代表の赤瀬幸子氏、白井市スポーツ少年団顧問の東海林鈴夫氏。清水口小学校PTA会長の佐藤真吾氏、白井市学童保育連絡協議会推薦の田村明日香氏。教育機関の職員の枠として、校長会推薦で、大山口小学校長の稲石照弥氏、同じく大山口中学校の佐々木猛氏。市民の枠として、一般公募によって山本敦子氏、無作為抽出によって小野寺奈津子氏。市職員の枠として、健康子ども部の松丸保育課長、教育部の吉田教育部長の以上の12名でございます。

○小林委員 ありがとうございます。議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 放課後子どもクラブにつきまして、もう既に、第1次か第2次か、つくってあると思うのですが、この3年の任期中に、また再度新しい計画を策定する予定あるのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 放課後子どもプランに関しましては、今回初めて推進委員会を立ち上げるということで委員を委嘱させていただくものでございます。

○高倉委員 放課後子どもプラン自体、市でもつくっているという理解なのですが、よろしいでしょうか。

○石戸生涯学習課長 放課後子どもプランについては、まだつくってはおりません。

○高倉委員 そうしますと、この推進委員会の仕事として子どもプランを策定するのは、それは職務の範囲なのですか。

○石戸生涯学習課長 職務の範囲になると思いますが、今回、子どもプラン、今、放課後子ども総合プランという形で進んでいるのですけれども、実は、この9月14日に、新・放課後子ども総合プランというものが国のほうから通知されておりました、内容的にはそんな変わらないのですけれども、その中で、市町村の役割として、運営委員会を立ち上げてくださいというような内容がまた再度来ておりました、その運営委員会に当たるものが今回の放課後子どもプラン推進委員会になりますので、その委員の役割を果たすという形になります。

○石亀委員 加えて伺いたいのですが、今までも第二小学校を対象にできていて、川嶋委員がかかわっている大山口小学校、今まであったものと今回のものとの違い、役割というか、そういう団体を整理して教えていただきたいのですけれども、どういった形になるのか。

○石戸生涯学習課長 放課後子どもプランとは、放課後子ども教室というのは、小学生の学年を問わずという形になるのですけれども、対象に、一応、時間的には、3時から5時ぐらいまでの間で、子供たちの居場所をつくって提供するという形で、無料で開くものです。それからまた別に、学童というものがありまして、これを放課後児童クラブと呼んでいるのですけれども、こちらのほうにつきましては、管轄が厚生労働省の管轄になりまして、各学校に学童保育所というのを、施設を設けて、そこで、時間的には3時から大体7時ぐらいまでを対応して、子供の居場所というよりも子供の家の代わりというのですかね、対象が、親が働いている世帯という形になりますので、有料でございます。時間とか目的とか、少し管轄が違っているものでございます。

第二小学校につきましては、平成20年度から放課後子ども教室を開いておりました、来年度から学童が放課後児童クラブ、つまり学童保育所が設置されることになっております。

○小林委員 よろしいでしょうか。石亀委員。

○石亀委員 あわせて大山口小学校の関係で、川嶋委員がかかわっている。いろいろ放課後にかかわるものがあるので、わかりにくくなっているのですけれども、そのことについて教えてください。

○石戸生涯学習課長 子どもプラン推進委員会、委員の役割としまして、地域の実情に応じた効果的な放課後子ども教室の実施に関する検討などを行うことが求められまして、これまで文科省の放課後子ども総合プランで市町村に求められてきました、放課後子ども教室の運営委員会を担う委員と同じものということで、具体的には、主な検討内容として、教育委員会と福祉部局の具体的な連携模索、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、広報活動、放課後子ども教室の実施後の検証評価などを行う役割を持っています。

○井上教育長 僕のほうから総括して形になりますけれども、子供たちの放課後の居場所づくりということで、大きくは二つあります。一つは、学童保育。これは厚生労働省が管轄していて、市では保育課が行っているものです。もう一つが放課後子ども教室です。これは今、文部科学省の管轄で、市では生涯学習課が管轄になっています。この大きな二つの団体が放課後の子供たちのプランを考えているということになっていて、これはそもそも二つあったのですけれども、大きなところで同じ放課後の活動なので、うまく融合できないだろうか。今、厚生労働省、文部科学省、違うのだけれども、行政がうまく連絡をとりあって、同じ対象の子供たちなので、違う団体なのだけれども、同じ目標に

向かって子供を放課後指導するという面について、一緒にできないかということで、数年前から国のほうでも出されてきて、この放課後子どもプランをぜひつくって各市で取り組んでいってくださいというような流れだったのです。

本市についても、これについては、放課後子ども教室ができてから、何とかいい融合のあり方、統合のあり方がないかということで考えてきたのですけれども、なかなかうまい具体的な施策というのが見つからずに来たというのが現状です。

ここで再度、国からも、この融合等をしっかりやってくださいという案が来たということもありますし、そもそも土台となる運営協議会をここで立ち上げて、この推進委員会を中心にして、放課後の子供たちのあり方について考えて、それを具体的な事業にして取り組んでいこうと。具体的なところはこの推進委員会から始まっていくというような流れになっているところです。よろしいでしょうか、この説明で。

○川嶋委員 バランスよく配置していただいているとは思いますが、この12名の中で、白井市の小中学校にお子さんをお持ちの保護者の方は何名いらっしゃいますか。

○石戸生涯学習課長 小中学校代表のPTA会長さんにはいると思いますが。その小中学校に通われているかどうかという観点での調査は、お話を聞いておりませんのでわかりませんが、PTA会長さんぐらいはいらっしゃると思うのですが、そのほかの方についてはわかりません。

○川嶋委員 自分も実際にかかわらせていただいて、すごく痛感したのが、私はコーディネーターとしてだったのですが、あとは安全管理委員のシニアの世代の方と一緒に協力をしながら企画運営していたのですが、やっぱり世代の差といましようか、実際、今、自分が現役で子供を育てている今の保護者のニーズ、子供のニーズ、興味関心というところが、全く世代が違わずれてしまうので、そういうところの視点もしっかり受けとめながら、この放課後子ども教室のあり方というのを見つめていただきたいと思います。

先日、生涯学習課から学校宛てに、放課後子ども教室に関するアンケートなど実施していただいたようなので、そういうところで事務局がうまく入って、今の子供たちのニーズ、保護者のニーズというのをしっかりこの委員さんたちに伝えていただいて、よりよい白井市の放課後子どもクラブのあり方というのを検討していただきたいと思いますというのを要望します。

○小林委員 それでは、今、放課後子ども教室と学童の連携あるいは融合ということを考える、そういうことを根本的に考えていくということなのですが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、ご意見等出尽くしたようですので、この議案第1号についてお諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」

○小林委員 続きまして、議案第2号「利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第2号「利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

の制定について」ご説明いたします。

利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定を次のように制定する。

本案は、利用料金の減免制度の見直しに伴い、統一した関係条例の整備に関する条例を整理するものです。内容につきましては、次のページ以降をごらんください。

次の最初の見開きページに、利用料金の減免制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案文を載せてございます。次の見開きページには、同条例案の新旧対象表を載せています。

これは市の施設に係る利用料金の減免制度の見直しに伴いまして、市が管理する施設と指定管理者が管理する施設で異なる対応をとらないようにという形で、統一した減免基準とするため、関係条例の一部を改正するものです。同一事項について一括して改正する必要があるため、整理条例の手法によって改正いたします。

その改正のほうにつきましては、行政経営改革課のほうで行いますが、その関係で今回、教育委員会所管条例となっています、青少年女性センター、市民プール、学習等共用施設、富士センターですね、公民館に係るそれぞれの設置及び管理に関する条例の一部を改正する内容です。

具体的にはそれぞれの施設の条例の料金にかかわる部分のところになりますけれども、特に指定管理者の減免を行う場合の基準となっています「必要があると認めるときは」という文言を「教育委員会が定める基準に従い」という形に一律的に改めるものでございます。

なお、この教育委員会が定める基準といいますのは、実際には現在、市長部局のほうで見直しが行われています、減免基準を9月末までパブリックコメントを行っていたのですけれども、これで内容が定まり次第、市の統一基準としていくということで、教育委員会ではこの基準を、教育委員会の減免基準と読みかえて整理することになります。これについては、後日、別途、教育委員会議にかけさせていただきますが、内容につきましては、現状でいけばこのような形になるだろうという案を参考として、一番最後のページのほうに、利用料金の減免基準という形で載せさせていただいております。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。では、議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

私からですけれども、この案の中での例えばこの最初のページの案のほうですね、利用料金の免除、それから黒丸から括弧のところの最後に、指定管理者が管理する施設において、指定管理者が指定管理の業務を遂行するに当たり、利用料金の免除が必要と認めるときとありますよね。先ほど全体としては、必要と認めるときを、教育委員会が定める基準に従い、これに改めるということでしたけれども、ということは、今まで指定管理者が必要と認めるときという、その際の基準というのをよりわかりやすくというか、それに教育委員会のほうでの規定を決めたということで、それでも、任される部分もまだあるのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 基本的には、市の全体的な統一基準ということになりますので、全て一つの基準に合わせるという形になりますので、行革のほうで、今進めています基準をそのまま使うという形になります。

○小林委員 小林ですけれども、今、私が聞いたのは、全体としてはそういう教育委員会で定めた、またこの細かいその中で、指定管理者が必要と認めるときという文言があると思うのですけれども、その違いをちょっと聞きたい。

○石戸生涯学習課長 こちらのほうは、教育委員会の事務局でつくっているものではないのですけれども、考え方としましては、指定管理者が今までは必要があると認めるときは、単純に、指定管理者の裁量で変えられたのが、今回、指定管理者が利用料金の免除が必要と認めるときであっても、例えば2番とか3番とか、減免の基準という早見表とかあり、この基準に従って、減免しますよという形になります。

○小林委員 小林ですけれども、わかりました。今までは指定管理者の裁量の部分がありましたけれども、今につきましては、その裁量の際に、教育委員会の基準に従うという、教育委員会基準にしたがってということと同じということでもいいわけですね。指定管理者が自由に裁量できるのではないということでもいいでしょうか。

○石戸生涯学習課長 そのとおりでございます。あくまでもこの教育委員会の基準に照らしてという形になります。

○小林委員 わかりました。では、ほかに意見ございますか。

○井上教育長 私の名前の提案になっているので、私が確認ということなのですが、最後にこの案が2ページ、3ページ分載っていますよね。

で、これは案ということなので、参考例ですけれども、案の一番最初の一番上、案と四角の右側に30年何月何日、教育委員会決定というふうに書かれているのですけれども、この案のほとんどは教育委員会でないこともたくさん入っているので、教育委員会決定というのは、いらないということですか。

○石戸生涯学習課長 減免基準に関しましては、基本的には市全体で統一するということですので、決定というよりも承認するだけでいいのかもしれませんが。たまたま今回この関係条例の整備に関しまして、教育委員会の議決を受けなければならないということで、今回、教育委員会でもかけてくださいということでありましたので、今回上程しましたけれども、減免基準の案というのは、決定というのはちょっと正しくないかもしれません。

○井上教育長 案として、資料として載せたということですね。

○石戸生涯学習課長 はい、そうですね。

○小林委員 以上のような説明で、ほかに質問ございませんでしょうか。

それでは、議案第2号についてお諮りいたします。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○小林委員 続きまして、議案第3号「白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 議案第3号「白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

本案は、平成31年4月に新たな学校給食センターが設置されることから、管理運営の必要事項を定めた規則の一部を改正するものでございます。

裏面をごらんください。白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則。たくさんありますので、改正点につきましては、新旧対照表をもとにご説明をさせていただきます。

まず1行目を。規則の名称を現行の白井市学校給食共同調理場管理規則から、白井市学校給食センター管理規則に改正するものでございます。

改正案の第1条、第4条及び第7条につきましては、内容は変わりませんが、学校給食センターの名称に変更するものでございます。

改正案の第2条につきましては、同じくセンターの名称変更に伴い、学校給食センター運営委員会へと名称を改めるものでございます。

現行の6条、7条には、給食実施人数の報告、給食の変更等の規定など、運用についての細かい内容が書いてございますけれども、必要な事項は、白井市学校給食センターの給食提供にかかわる運用基準という内規により別に定めることとしたため、削除するものでございます。

改正案の第6条につきましては、現行の第8条を学校給食実施基準の改正に合わせた告示番号に改め、あわせて条の整理を行ったところでございます。

改正案の7条につきましては、白井市立小学校及び中学校の管理規則からの引用条項を整理し、あわせて条の整理を行ったものでございます。

改正案の9条につきましては、現行の第11条の給食費の納付方法について、実際の内容に沿った内容に改めたものでございます。

現行の第12条、備えつけ諸表簿につきましては、現在、市内文書につきましては、ファイリングシステムによりまして、他の文集項目と同様に、一つのファイル区分の中でもう整理をしておりますので、改めて特出をせず削除したものでございます。

現行の第14条、施設設備の棄損等の報告につきましては、平成31年度からPFI事業による民間事業者、SPC、株式会社白井学校給食サービスが施設の維持管理や、調理等の運営業務を行うことから削除したものでございます。

附則でございますが、施行期日に関する規定を定めたものでございます。以上で説明を終わります。
○小林委員 ありがとうございます。議案第3号について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

小林からですけれども、要するに、名称の変更と、それから現行の細かく記入してあるところを整理してまとめたということによろしいでしょうか。

○小泉教育部参事 お話のとおりでございまして、これを機会に整理させていただいたものでございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○小泉教育部参事 大変申し訳ございません、一つ修正をお願いいたします。

議案の裏側にある白井市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の中で、下から4行目になります、引き落としするもの、「と」が抜けておりましたので、入れていただけるようお願いいたします。

○小林委員 ほかにご意見等ないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「全国学力・学習状況調査結果の公表について」

○小林委員 続きまして、議案第4号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 議案第4号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」ご説明いたします。
本案は文部科学省が実施した平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について、提案するものです。

資料の1ページをごらんください。本調査は、教育施策の課題と検証、学校における教科指導の充実や学習状況の改善を目的としまして、平成19年度より行っている全国調査です。この調査は小学校6年生、中学校3年生が対象で、今年度は4月17日火曜日に行われました。今年度の調査内容は、小学校が国語A、国語B、算数A、算数B、理科、学習意欲や生活面などの意識調査、中学校が国語A、国語B、数学A、数学B、理科と、学習や生活面などの意識調査でした。なお、理科の調査は3年に一度行われており、今年度が実施の年となりました。また、31年度、来年度には、中学校3年生を対象に、英語の調査も実施することが予定をされております。

それでは、資料の2ページをごらんください。

小学校の国語をもとに、公表内容の構成を説明させていただきます。

レーダーチャート図は全国を100とした値に対し、本市がどれくらいの値になるかを示してあります。A問題が主として知識に関する問題で、レーダーチャートの項目の中では、知識がそれに該当します。B問題が主として活用に関する問題で、レーダーチャートの項目、活用に当たります。右上に全国と白井市の比較を文章で示してございます。

レーダーチャートの項目、話すこと、聞くこと、読むこと、伝統的な言語文化と国語の特徴に関する事項は観点別の項目です。中ほどに本市のおおむね身につけている事柄を白い四角で、課題がある事柄を黒い四角で文章にあらわしております。この結果をもとに、一番下に授業改善のポイントを示しております。

同じような構成で、3ページに小学校算数、4ページに中学校国語、5ページに中学校数学の結果を示してあります。さらに、6ページには小学校理科、7ページには中学校理科の結果を載せてあります。なお、理科につきましては、A、B問題の区別はなく、全国の状況は点線で示してあります。

しばらくごらんください。

あまりごらんになる時間がなくて申しわけないのですが、全体的なここまでの傾向をちょっとふれさせていただきますと、記述として答えること、それから日常生活の事象と関連づけて解釈することに課題があるというふうに考えています。また複数の情報から必要な情報を取り入れたり、関連づける力、根拠を明確にして自分の考えを記述したりする力が必要であることがわかりました。

続いて、生活面の意識調査の結果について、ご説明をさせていただきます。

ページで言いますと、8ページ以降ということになります。この調査は、小学校は62間、中学校は59間の質問がありましたが、公表の中では、話題となるところを抜粋しまして、9間の結果を掲載をしたいと思っております。結果を示してあるので、しばらくその項目ごとの結果をごらんいただければと思います。

あまり見る時間がなくて申しわけございませんけれども、後半部分について、ちょっと全体像をふれさせていただければと思います。

白井市の子供たちの様子の一つ目、生活習慣についてをごらんください。8ページになります。毎日の朝食、決まった時刻の就寝につきましては、している、どちらかといえばしているの割合が高く、家庭で生活習慣を大切にさせていただいて育てていただいている状況が伺えます。家庭学習につきましては、各学校で手引等を配っておりますので、あまりしないと答えている児童・生徒への働きかけが今後必要となります。

10ページをごらんください。みずから本に手を伸ばす子供の育成を目指しまして、各学校に白井市のほうでは、読書活動推進補助教員を配置しております。この効果が出ているようで、白井市の児童・生徒は読書が好きで、全国平均を上回ってきております。今後も読書活動をさらに推進してまいりたいと思います。

以上、本市の結果をお伝えしましたが、この結果につきましては、白井市のホームページを使い、ここでご承認いただいた内容をすぐに公表していく予定でございます。なお学校ごとの結果につきましても、この後学校ごとに分析を行い、市が公表した後、それぞれの学校が保護者にお知らせをする予定です。以上で、全国学力・学習状況調査結果の公表についての説明を終わらせていただきます。

○小林委員 ありがとうございます。では、議案第4号についてご質問等ありましたらお願いいたします。

○高倉委員 基本的な構造に質問が行くのですけれども、冒頭ある調査の目的で、継続的な検証改善サイクルを確立するというところで、この検証が難しいところなのですけれども、例えば小学校6年生、中学校3年生で課題が出ました、取り組みました、その検証というのは正直難しいと思うのですけれども、学校単位で振り返りとか何かされるのですか。

○小泉教育部参事 今お話ありましたように、この後、学校では、後半の学習活動がありますので、課題で出てきたことについて、対応できる部分はやります。ただ、毎年のデータとしては残っておりますので。

○小林委員 済みません、傍聴者、私語を慎んでください。

○小泉教育部参事 毎年のデータは残っておりますので、その学校の中で例えば、この分野がいつもあまりいい状況ではないということであれば、それを学校の中でどうしたらいいだろうかということ話し合っ、今後の指導の生かしていくということは学校でできることだと思います。

白井市の中でも、ホームページ上で平成26年度からの結果は公表しておりますけれども、その中で共通して見えることについては、校長会、教頭会のほうで伝えていきたいと考えております。十分ではないかもしれませんが、以上でございます。

○高倉委員 関連して、評価指導といいますか、前回、前々回でやった中に、このテストの関係あったと思うのですが、弱いところをもちろん強化をするということはこういったテストでわかるのですけれども、これはうまくいったという効果的な取り組みというものをフィードバックできるような何か仕組みというのは、今ありますか。検証というのはそういうことで、弱いところをどうにかしなきゃいけないというのは、多分、現場でよくわかっていらして、それが多少これによってよくなった、もしくはこれが効果的だったというようなサイクルというのは、何かありますか。

○小泉教育部参事 今お話ありましたように、落ちている部分については、比較的、対策については

考えております。特に、今回、記述式ということで落ちているというふうに先ほど申しあげましたけれども、国語の主述の関係を明確にして、子供たちが普段意識的に書いたりとか、自分で書いた文章なんかを普段から理解していく必要があるのだというふうに思っております。

ただ算数、数学で、答えを求めただけじゃなくて、答えの過程をノートに書いていこうと。よくできたノートについては子供たちに紹介をして、全体のそういう意識とか視点を上げていくことというのは学校で取り組めることです。

今お話ありました、うまくいったことにつきましては、学校でやっていることのこの部分がよかったのだとか、それから、先ほど読書じゃありませんけれども、施策のこの部分がよかったということは、振り返って、職員にフィードバックして今後も続けていきたいと思いますというような取り組みは各学校で行われていると思いますけれども、市全体のシステムとして何かあるかという、今のところは目に見えてお話できるところはない状況でございます。以上でございます。

○小林委員 ほかに質問、意見、ございますか。

小林からですけれども、先ほど、勉強をしていない生徒の対策というようなことが出たと思うのですけれども、最近勉強をしない原因が、いわゆる携帯とかスマホとかそういうようなことは考えてくると言われていると思うのですけれども、こういうところについては、学校の認識というのはどうなっているのでしょうか。

○小泉教育部参事 この調査の中で、やはりスマホをどのくらい使っているかという調査の部分がございまして、自校の子供がどのくらいの時間をそういったものにとられているのかどうかは、学校で分析できるようになっております。

あわせて各学校の中では、いろいろな携帯の使い方でありまして、長く使うことについてのデメリット等については、子供や保護者を対象とした研修会等、そういったことを説明する機会は持っていると思います。以上でございます。

○小林委員 ほかにご意見等ございますか。

それでは、ほかにご意見等はないようですので、議案第4号についてお諮りしたいと思います。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小林委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

休憩を入れたいと思います。3時15分から再開いたします。

午後3時05分 休 憩

午後3時15分 再 開

○小林委員 それでは、時間になりましたので再開したいと思います。

これより協議事項に移ります。

協議第1号 「白井市立図書館の開館時間、貸出数及び貸出期間の試行について」

○小林委員 協議第1号「白井市立図書館の開館時間、貸出数及び貸出期間の試行について」説明をお願いします。

○川上文化センター長 最初に、訂正ではないのですけれども、一番後ろのページを開いていただい

て、上の平成27年から29年の曜日別、時間別入館者数、真ん中の平成28年度の人数がわかりにくいので、報告します。火曜日が9,310人、水曜日が8,723人、木曜日が6,288人、金曜日が9,159人、土曜日が15,875人です。

それでは、協議第1号「白井市立図書館の開館時間、貸出数及び貸出期間の試行について」ご説明いたします。

図書館のサービス水準等を調査・検討するため、開館時間、貸出数及び貸出期間の変更を別添資料のとおり試行することについて協議するものでございます。

裏面をごらんください。

白井市立図書館の開館時間、貸出数及び貸出期間の試行について。開館時間、貸出数及び貸出期間の試行を実施し、今後の図書館のサービス水準等を調査・検討するものでございます。

1点目としまして、試行期間は、季節により利用者数変動するため、平成30年12月4日火曜日から1年間とします。なお、12月1日が土曜日で、週の終わり、3日が月曜日休館のためということになります。

2点目として、開館時間の変更でございますが、あわせて、次のページの資料1の1、開館時間についてをごらんください。

現在、本市の図書館の開館時間は、火曜日から土曜日まで午前9時半から午後7時まで、日曜日は午前9時半から午後5時までとなっております。週6日開館のうち、今回の試行で、休館日明けの火曜日を夜間開館日と設定いたしました。

3点目として、貸出数及び貸出期間につきましては、貸出数、予約件数及び予約待ちあり資料の貸出期間を変更するもので、あわせて資料1の裏面、2の貸出冊数と予約件数の変更についてをごらんください。

本市は、貸出期間が他市町村より1週間長い3週間となっております。蔵書の貸出回転が遅く、来館者が減る傾向にあると推察しております。しかしながら、過去の利用者アンケート結果から「貸出期間はこのままでよい」と8割以上が回答していること、利用者にも貸出期間3週間が認知されていることなどから、貸出数と予約件数を増やし、利用状況を調査するものでございます。

予約件数の変更につきましては、貸出数が増えるに伴い、貸出中の資料に予約できるような件数を増やすものでございます。また、予約待ちあり資料の貸出は、期間を2週間に短縮し、順番待ちをしている利用者の方への資料提供を早くできるように促すものでございます。

なお、試行期間中に利用者アンケートを行い、図書館協議会委員にも意見を伺い、開館時間と利用規則等の変更を検討していきたいと思っております。

周知につきましては、広報しろい11月15日号に掲載予定で、そのほか図書館ホームページ、館内掲示で対応する予定でございます。

日程につきましては記載のとおりで、今後アンケート調査項目等について、図書館協議会に意見を伺うこととしております。

その他としまして、図書館のサービス水準等を検討するため、財政健全化を進める中で、今回、1、2番を実施していく予定でございます。3番、4番、5番につきましては、時間がかかることから今後検討していくこととなります。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○井上教育長 確認なのですけれども、利用者アンケートについて、予定では31年秋、来年の秋に予定で、図書館協議会にアンケートの意見を伺うのが、今年の11月29日。結構、期間があいている感じはするのですけれども、何回か協議していく予定でこれだけの期間を設けているのですか。

○川上文化センター長 調査項目等々をいろいろ検討していく上で、今年の11月に図書館協議会のほうを開かせていただいて、その後として、早ければ今年度中にアンケート調査の実施というようなことが考えられます。

また、半年過ぎた後、アンケート調査を実施するようには考えています。

○井上教育長 この31年秋というのは、遅くともという感じなのですかね。

○川上文化センター長 そのとおりでございます。

○井上教育長 わかりました。

○小林委員 ほかに質問ございませんか。

○高倉委員 この試行、いろいろ変更はあるわけですが、広報しろいで皆さん、市民に広報することなののですけれども、内容としては、財政との関係についての説明はされるのですか。

○川上文化センター長 今のご質問の財政等々というよりは、今7時まで開いています。実質的には夕方5時から入ってくるお客さんというよりは、その前から、3時、4時から管内にいて、6時半、7時までいる。夏場ですと7時まで明るいですから、そういうケースがございます。今後としましては、冬ですから4時半には暗くなり、実際に5時以降入って来るお客さんがなかなか少ないのかなと想定されます。そのような中で、今言った財政的な云々というようなことで、周知としては考えておりません。

ただ、内容からしますと、今まで日曜日を除いて火曜日から土曜日まで、夜7時まで開いているというような意識が皆さん強いですから、その辺をよりわかるような形で、館内掲示も含めて、広報しろい等々で十分周知していくことでは考えております。なお、来館者等々についても、開館時間がわかるように周知させていただくことでは考えております

○高倉委員 今のご説明で、資料の最終ページの確認なのですけれども、3時、4時に入った方が7時までにいるというお話だったのですが、その方ってこの表でいうとどこに入ってくるのですか、12時から17時に入館したという扱いでよろしいのですか。

○川上文化センター長 今、委員さん言ったとおり、ここでいう中間の12時から17時の中に入ったお客さん、来館者ということになります。

○小林委員 ほかにご意見等。

○高倉委員 その関連で、データとして持っているかの確認なのですが、入館した方と実際本を借りた方という人数は、個別に把握されているのですか。

○川上文化センター長 そこまでは把握してございません。

○小林委員 ほかにご意見等ございますか。

それでは、ご意見等ないようですので、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小林委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定します。

以上で協議事項を終わります。

報告第1号 「平成31年度白井市予算編成方針について」

○小林委員 次に、報告事項に移ります。

報告第1号「平成31年度白井市予算編成方針について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第1号「平成31年度白井市予算編成方針について」でございますが、平成30年8月29日に市長から、平成31年度白井市予算編成方針が示されましたので、概要についてご報告をさせていただきます。資料の1ページをごらんください。

資料の1ページでは、まず本市を取り巻く状況と課題としまして、本市はこれまで千葉ニュータウンの入居に伴い目覚ましい発展を遂げてきたところから、第5次総合計画期間内の人口推計では、平成32年度をピークに人口は減少に転じ、平成37年度には高齢化率が28%に迫り、また、市内の施設の老朽化も進行しているということでございます。

一方、平成30年度の予算編成におきましては、見込みを上回る扶助費等の義務的経費が増加しまして、予定していた小中学校へのエアコン設置を見送ることとなりました。この小中学校のエアコンへの設置事業などの新たな財政負担に対応するため、市では今年度に入り財政推計を見直しまして、「財政推計の見直しと財政健全化の取り組み」を策定したところですが、人口減少や構造の変化は、現実の姿として目の前まで来ているということでございます。

今後は市職員数も抑制していく中、職員一人一人の資質の向上を図りまして、事業の厳選や既存の手法からの変革を図り、いかに市民とともに持続可能な行政運営を進めていくかが課題であるということでございます。

資料2ページをごらんください。

1、本市の財政状況では、平成29年度の決算では、財政の健全性を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回っているところでございますが、平成28年度から、経常収支比率は90%を超え、歳出における扶助費や公債費の伸びにより、さらに財政の硬直化が進んでいるような状況でございます。

今後は、歳入の根幹である市税の減少が見込まれる中、歳出については、扶助費の増加、給食センターの建替事業等の元金償還を始めとした公債費が高い水準で推移するなど、義務的経費の増加が見込まれているところでございます。また財政調整基金、公共施設整備保全基金等に十分な貯えとは言えない状況ということでございます。

次に、2、平成31年度の財政見通しですが、歳入面では、市民税及び固定資産税の微増により、全体としては30年度当初予算額を若干ですが上回る見込みとなっておりますが、税制改正等の不透明な部分も多く、国の動向に十分注視していく必要があります。

歳出面では、公債費の増加傾向による経常的な事業に要する経費は増加を見込んでいますが、給食センター建替事業に係る事業費の減などの影響によりまして、全体としては、30年度当初予算額を11億円強下回る規模となる状況だということでございます。

資料3ページをごらんください。

予算編成の基本方針としましては、施策評価や事務事業評価等の結果を考慮した予算、また1年間の事業量を見込んだ予算とすることとし、平成31年度予算案の上限額につきましては、平成30年度当初予算額の7.5%減、197億円を上限として編成することとされております。

そのため、市は最小の経費で最大の効果が得られるよう、1としまして、第5次総合計画を基幹として、市の発展に向けた事業の推進として、これまでの成果と社会情勢等を踏まえた上で、計画事業の着実な推進を図るための予算にする。また、事業の目的やその達成のための効率的な運営を考慮すること。

2としまして、持続可能な行財政運営に向けた行政経営改革と公共施設の管理では、行政経営改革実施計画の取り組みの進行管理と評価を適切に行い、31年度事業に反映させること。また8月に策定した「財政推計の見直しと財政健全化の取り組み」に掲げている、行政に係る財政健全化の取り組みについて、その効果を確実に予算に反映する。さらに、公共施設の管理については、4億円を上限としまして、公共施設等の新設及び大規模改修等の予算要求は、実施計画事業を除き、原則として凍結することとされております。

今後のスケジュールとしましては、今月10月から各課において予算積算作業が行われまして、部内における調整、その後、各部間の調整等を経まして、年明けにも当初予算の内示がされる予定となっております。

平成31年度当初予算の内容につきましては、適宜ご報告のほうはさせていただきたいと思っております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 こちら、市長が出された通知が8月29日付なので、エアコンの導入ってその後の話だったと記憶なので、入っていないということですか。来年度、小中学校のエアコンについてはふれていないのは、そこの関係でしょうか。

○岡本教育総務課長 エアコンの事業についても、当初の予算編成方針に入っていないのはそのとおりでございます。

○石亀委員 そしたら、これはもう8月29日時点の方針をここで受ける、報告を受けるということで、これはこの時点での報告ですよということ。

○岡本教育総務課長 今回、平成31年度におきましては、この当初予算編成方針にしたがって、各課、予算の編成をしていくような状況でございます。その中で、先ほど、この中で文言としては当然、エアコン整備のことについてはふれてはいないのですけれども、今回、8月の段階で、財政推計の見直しと財政健全化の取り組みについては、もう既に作成してあるという状況で説明はさせていただいております。それを受けて、今後、各担当課で予算を編成していく状況でございまして、そのことについて特段、またそれにあわせて新たな方針が出るということではありませぬので、こういった状況で今後は各課、各部の中で予算編成作業を進めていくこととなります。以上です。

○高倉委員 3ページ目の大枠の一つ目の7.5%減という数字があると思うのですけれども、それは例えば、教育委員会予算全体の7.5%減が目標という予算編成でよろしいのですか。

○岡本教育総務課長 基本的には、当初予算総額を7.5%減らすという考えでございまして。当然、その各部、各課で7.5%の減を目指して予算編成を進めていくのですけれども、その関係で、先ほど少し説明しましたが、各課、部内での調整、教育総務課がどうしても予算が多くなるということであれば、違う課で減額ができないか、部でだめだったら部同士で、教育部と違う部、例えば総務部での話し合いというのを経て、31年度当初予算総額で7.5%の減を目指す、それを目標にするというのが今回、出された予算編成方針になります。

可能かどうか、これからいろいろと編成作業の中で検討は進めていきたいと思っております。以上です。

○井上教育長 これは私の考えなのですが、今、岡本課長がお答えしたとおりで、お金はもう増えないので、全体としては7.5%削らないと範囲にはまらないと。これはどの課も全てわかっていることで、プラス、先ほど話が出た、これに加えてエアコンを設置するので、年額数でいうと9,400万ぐらいが16年間。この後、その他で、これについては岡本課長からまた説明ありますけれども、16年間、9,400万、毎年、これにプラスということなので、私としてはそうは思いたくないのですが、やっぱりエアコンは学校の教育にかかわるものなので、他の部や課は、言葉では言いづらいですが、自分たち、ほかの課がそこからさらに削って捻出するというのは、今でもみんなぎりぎりで行っているのが難しいところはあるという気持ちは一緒なのですよね。

これは教育部も一緒に、全ての課が同じことを思っているのが、基本的な言葉であるスクラップ・アンド・ビルドという、何かをなくさないとか何かをやめないと次のが生まれないということで、次のものが生まれることは明らかなので、何かをやめていくしかないというのが、これの本質だと思うのですが、意見です。

○小林委員 私から、一つお聞きしたいのですが、これはほかの部署とも関係あることだと思うのですが、税収が厳しくなって、改革と節約という形でいかなきゃいけないのだと思うのですが、収入のほうをふやすような手立てというのは、どんなことがあるのでしょうか。教育だけのことではないので、答えにくいとは思いますが、もし、そういうことがありましたら教えてください。

○岡本教育総務課長 この後、資料は特に用意はしていませんが、エアコンの関係でお話をさせていただこうと思っていました。

今回、財政推計の見直しと財政健全化の取り組みを総務部及び企画財政部が中心となって見直し、これからどういうふうに行っていくかという形の中で、今、委員さんおっしゃったとおり、歳出の削減のための取り組みであるとか、歳入を増やすための取り組み、どういうふうにして財源確保していくのだという中で、こういった取り組みをしていこうかという形の中でつくった財政健全化の取り組みの項目としては、まずは、普通財産を売却するという形になります。教育委員会関係だと、去年まであった教職員住宅だった建物、跡地の売却であるとか、新しく学校給食センターができれば、今ある学校給食センターの跡地、そういった部分の売却。あるいは企業誘致を推進しまして、税収の増を図っていくというような形の部分の財源の確保。

そのほかに、今回の財政推計の見直しの中では、受益者負担の適正化ということで、市で財源の確保を行うとともに、市民の方にも適正な受益者負担をお願いしたいと考えているということでございます。具体的には、ごみの有料化というのが考えられて、それも決定事項ではなくて、これからまた市民の皆さんにそういった部分を相談して、説明しながら財源の確保を進めていくということでございます。簡単ですが、以上です。

○小林委員 わかりました。ほかに質問等ございますか。

それでは、出尽くしたようですので、報告第1号については、以上で終わります。

以上で本日の議決事項、協議事項及び報告事項にかかわる議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。

それでは、井上教育長、よろしくお願いします。

○井上教育長 小林委員には議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。

これからは私が会議の進行を行います。

○その他

○井上教育長 それでは9番、その他です。その他で何かありましたらお願いいたします。

○小泉教育部参事 青少年国際交流が終わりましたので、簡単にご報告申し上げます。資料はございませんけれども、オーストラリアの友好都市キャンパスピ市より生徒22名、教職員6名で来日しました。

9月20日の夜10時に市役所到着ということで、大変遅い到着だったのですが、簡単な迎える式を終えまして、あとはホストファミリーのところで早めに休んでというスタートでございました。翌日は各中学校と房総のむら、22日の土曜日がホストファミリーと一緒に過ごしていただき、23日の日曜日は浅草、東京タワー、お台場に行きました。24日の月曜日には東京ディズニーランドに行っております。25日は小学校と、それから午後は書写体験。午後6時から、先ほど部長さんの報告にありましたように、白井中でさよならパーティーに参加をしております。最終日、26日が太巻きづくりを体験して、午後1時過ぎ、白井を出発しております。

体調不良を訴えた2名おりましたけれども、全日程に参加もできましたし、子供たちは集合時間をしっかり守れる生徒たちで、非常に順調に進んだかなと思っております。よい思い出を持ち帰ってもらえたと思っております。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございました。今の点について、ご質問等ありますでしょうか。

ほかに、どうぞ。

○吉田教育部長 それでは、2点ほどご報告いたします。

まず1点目は、白井第二小学校の小規模特認校の説明会についてです。9月の16日の日曜日、第二小学校の体育館にて、10時より、本年度第1回目の説明会を実施いたしました。出席者につきましては、11家庭、あと、お子さんが6名、二小の職員が6名の計27名です。内容といたしましては、小規模特認校制度の内容について事務局より説明いたしまして、学校の教育活動については、二小の校長先生からお話をさせていただきました。

質問等につきましては、学校の教育活動について、学力のことや和太鼓や琴の演奏等、生徒の活動関係、それから朝練習等についてご質問がありました。また、通学に関しましては、登下校の学校での下校時刻、開始時刻、それからあと、バスの関係とか、自転車通学もどうだろうかというような質問もございました。最後に、31年度の4月1日に学童を開所いたしますので、学童についても、質問が何点かありました。

2点目は、台風の24号の影響についてということで、昨日、市内の小中学校で、白井中学校と白井第三小学校が停電ということで、給食については、牛乳が基本15度を超えたものについては配給できませんので、出すことができませんでしたが、それ以外のものについては通常どおり。あと、電

気が止まり、一番困ったことはトイレです。トイレ等について、高架水槽を活用、それから給水車のほうですね、市で対応いたしました。両校とも昨日は6時間授業でしたが、1時間短縮しまして5時間で下校ということで、白井中については、昨日の午後、停電が復旧しました。白井第三小につきましては、今朝、復旧したということで連絡がございました。

ほかの学校につきましては、例えば体育館の玄関の上の壁が一部剥がれたりとか、外壁の一部が剥がれた、それからプールのフェンスの一部が倒れてしまった、グラウンドの木とか玄関の木が倒れたりとか、あと、校舎に取りつけた大きな時計がありますが、そちらのガラスが外れて文字盤が飛ばされたというようなことも報告がありましたが、子供たちの活動に支障はなかったということです。14校中、特に問題がなかった学校は5校でした。以上です。

○井上教育長 今のことにつきまして、質問等ありますでしょうか。

それでは、ほかに。

○岡本教育総務課長 私から、エアコン整備の件についてご説明をさせていただきます。今、資料をお配りさせていただいております。

エアコン整備につきましては、9月18日と19日、あと9月27日と29日の4日間で、市内6校の小学校を会場にしまして、財政推計の見直しと財政健全化の取り組み、あと市内小中学校へのエアコンの整備という形で住民説明会を開催をさせていただいているところでございます。

お手元には、財政推計の見直しの資料が出させていたいただいているような状況でございます。こちらで説明をしまして、各会場ともエアコンの整備に関する大きな質問は特になく、この後順次、事業は進めていきたいと考えているところでございまして、今後の予定ということでございまして、明日が議会の最終日になります。明日の最終日に、今回のエアコン整備に係る補正予算案を計上させていただきます。16年間のリースで、ガス方式で市内の小中学校の普通教室にエアコンを設置するという形で予算計上をさせていただきまして、基本的な予算額としましては、約11億5千万の補正予算という形になります。その補正予算成立後すぐに、今回のリース会社選定という形で、今回は金額による競争入札ではなくて、サービスの提供の提案形式のプロポーザル形式で事業者選定を進めていきたいという形で、10月4日から募集要項のホームページ等への公表を進めていくという形でありまして、担当課の考えとしましては、年内中に事業者を決定して契約を締結したいと考えておるところでございますので、その契約の状況等については、年明けにもまた改めてご報告をさせていただくような形になろうかと思っております。

今、お手元のほうに配りました住民説明会の資料には、先ほど小林委員からありましたとおりの財政推計の見直しと健全化の取り組みの資料でございまして、4ページ、5ページに財政健全化の取り組み項目としまして、歳出削減のための取り組みと歳入確保のための取り組みというような形で、それぞれの報告を載せさせていただいております。

その中の公共施設等のあり方、4ページの中では、桜台小、中学校の自校式の給食の見直しというようなことも検討項目の一つとしては載せられているような状況ではございます。簡単ですが、説明のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

○井上教育長 私のほうから、これについて少しつけ加えさせていただきますけれども、6地区で説明会を行ったわけですが、市長と総務部長からの財政を今後、十数年間にかかって健全に保つためには、こういう取り組みが必要なのですよというお話でした。その上で、小中学校の普通教室に

はエアコンをつけるので、市民の皆様にも協力を得るところはご協力をお願いしたいという、簡単に言うとそういう流れだったのですけれども。

6会場のうち5会場は、そもそも市民の方は多くて5人ぐらい、桜台小以外は5人ぐらいで、ほぼエアコンが本当につくのかどうか確認に来られて、つくのでありがたいという感じで帰られていった方がほとんどでした。桜台小中学校は、ここに桜台小中学校の自校給食を新しいセンターに統合するという案が、うちのほうでも事前にPTAには投げかけておいたので、全体としては保護者20人ぐらいかな、来られていました。

今言った4ページ、5ページを見ていただきたいのですが、この中で学校教育にかかわるのは4番の学校補助教員の採用数の見直し。見直しというか、これは削減ということなのですが、うちとしては、これが出ているのも私としては痛いところではあるのですが、先ほどの話でスクラップ・アンド・ビルドという考えに基づくと、多少の削減はやむを得ないと。児童生徒数も減っていくということで。ただ、これは大幅な削減というふうには考えてはいないので、ただ、うまく補助教員の仕事も見直しして、効率いい仕事をしていただいて、多少の減少でも仕事の効率が悪くならないようにこちらで考えていきたいとは思っています。

そして一番の話題なのですが、桜台小中学校の自校式の新給食センターへの統合ということに関しては、説明会に参加されていた方々のほぼ全員、20人ぐらいですが、ほぼ保護者の方々は、やっぱり何とか残せないですかと、あと、これは決まったことなのですかと。これはまだまだこちらからの提案で、これから何回か説明はさせていただきます。ただ、今の思いとしては、やはりやめてほしくないということで、何人か、ほとんどそういう訴えでした。そのために出席されていたと思うので。

そして、そのPTA会長さんが、事前に話していたので、事前にアンケートをとっていた中で残してほしいという案が51%ぐらい、約半分、やむを得ないというのが3割、2割はどちらがいいかわからないという結論。今の段階では、そういうアンケート結果でしたということは伝えていただきました。

ですので、PTAに事前にお話ししたときにも言っているのですが、その説明会でも、とにかくこれは提案ですので、提案として聞いていただきたいということで、今後この件に関する、これだけのための説明会を行いますので、ぜひ参加くださいということでお話をしてきました。新給食センターの新しさと良さと、その辺をPRしていきたいなというのと、あそこは25年という歳月がたっているの、老朽化はかなり心配ですよという辺のところはわかっていたのですが、思いとしては、子供たちが毎日おいしくて食べて帰ってきていますから、何とか残せないだろうか、その辺考えていただきたいというご意見をいただいて終わったようなところです。少なくとも年内に1回は説明会を保護者を対象にしてくるつもりです。

あと、1月に新給食センターの内覧会があるので、桜台の方々にも参加していただきたいなど。これも説明会でお願いしていく予定になっています。

大ざっぱにはそんな流れになっています。ここまでに、何かご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 よろしいですか。

それでは、本日の会議のほうは終了したいと思います。

次回は11月6日火曜日、午後2時からとなっております。次回の議事の進行は小林委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時05分 閉 会